

記 録

令和 4 年 3 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 4 年 3 月 2 8 日 (月)

令和4年3月農業委員会定例総会議事録

令和4年3月農業委員会定例総会を令和4年3月28日（月）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

欠席委員（なし）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（14名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	19番	黒木眞壽美
20番	佐藤力	22番	山口佐知男
23番	安藤政廣	24番	児玉恭司
25番	直野廣義	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康
29番	矢野陸男	30番	橋口泉

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	事務局長補佐	野別浩三
主任主事	井本彩		

市長部局出席者

農業畜産課 農業振興係長	森川恭光
-----------------	------

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

8番 14番

日程第2 議案第19号 農地法第18条による許可申請について

議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第26号 非農地証明願いについて

議案第27号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について

議案第28号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想について

議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第15号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

報告第16号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

8 番 印

1 4 番 印

記 録

議事録

開 会 午後3時00分

- 議長 | それでは、ただいまから令和4年日向市農業委員会3月定例総会を開会します。
- | なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定してください。次に、私語を慎んでください。また、発言をされる場合は、議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障を来しますので、よろしくお願いします。
- | まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に、8番甲斐英教委員、14番田原千春委員を指名します。よろしくお願いします。
- | 次に、日程第2、議案審議に入ります。
- | まず、議案第19号「農地法第18条の規定による許可申請について」であります。
- | それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 資料の2ページ以降をご覧ください。
- | 今回、25件の合意解約の申請が上がっておりますが、こちら全て中間管理事業となっております、一括してご報告させていただきます。
- | 富高地区から受付番号14、15、36、37、38の5件出ておりまして、番号14が貸借期間変更のため、残りの4件は全て耕作者変更のためとなっております。
- | 受付番号16から35の20件は全て平岩地区で、仮地番で契約していたのを本地番が登記されましたので、そちらで契約を正式にするために、仮地番を解約するということを出されております。
- | この後、全て中間管理のほうで再度正式に設定し直す予定となっておりますので、解約した後も引き続き耕作されるものとなっております。
- | 以上25件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 | ありがとうございました。
- | ただいま説明のありました案件について、質問等はございませんでしょうか。
- | ないようですので、お諮りします。
- | 賛成の方は挙手をお願いします。
- | (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございました。
- | 全員賛成ですので、原案のとおりとします。
- | 次に、議案第20号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」であります。
- | それでは、事務局に、番号6を除いて説明をお願いします。
- 事務局 | 資料の15ページをご覧ください。
- | まず、受付番号5番、土地の所在地、平岩、地目が畑、地積が218㎡です。譲受理由、譲渡理由ともに贈与となっております。
- | こちら、譲受人がこれまでも耕作をされておりまして、隣接地が譲受人の農地となっております、一体として管理をされていたそうなんですけれども、

記 録

事務局	<p>今回、譲渡人が市外にお住まいですので、今後も耕作してくださいということで、贈与による所有権移転として申請されたものです。譲受人は、現在1万1,316㎡を耕作されておりまして、主に水稲や飼料作を作付されています。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法第3条第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>続きまして、受付番号7番、土地の所在地、平岩、地目が畑、地積が5,001㎡外1筆で、畑の合計が7,034㎡となっております。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望となっております。</p> <p>権利の種類は、賃貸借権の設定でして、現在、譲受人は1万52㎡を耕作されておりまして、主に果樹や露地野菜を栽培されておりまして、</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請でして、同法第3条第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>続きまして、受付番号8番から10番は譲受人が同じ方なので、一括してご報告させていただきます。こちら、現在、譲受人は耕作面積が0となっておりますが、これまでもこちらの申請地を譲受人が耕作されていたということで、今回、正式に契約をされて申請をされてきたものです。</p> <p>8番及び9番は賃貸借権の設定、10番は売買による所有権移転となっております。賃貸借の合計が2,784㎡、売買による所有権移転が2,632㎡の合計5,416㎡となりまして、下限面積の50aを満たすこととなっております。こちら、全て水稲を作付されるということです。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請でして、同法第3条第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>続きまして、17ページです。</p> <p>受付番号11番、土地の所在地、美々津町、地目が畑、地積が171㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望となっております。</p> <p>権利の種類は売買による所有権移転でして、譲受人は現在1万1,553㎡を耕作しているということで、都農町の農業委員会より耕作証明が出されております。主に、水稲や施設野菜を栽培されているということです。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請でして、同法第3条第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>続きまして、受付番号12番、土地の所在地、東郷町下三ヶ、地目が畑、地積が399㎡外1筆で、畑の合計が1,146㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望となっております。</p> <p>権利の種類は売買による所有権移転でして、譲受人は現在1万2,959㎡を経営されておりまして、主に水稲を作付されておりまして、今回取得される畑では、野菜やシキミの栽培を行うとのことですので。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請でして、同法第3条第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>以上7件、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号5担当の8番委員及び24番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>8番委員です。</p> <p>問題ありません。</p>
24番委員	<p>24番委員です。</p> <p>問題ありません。</p>

記 録

議長	ありがとうございました。 次に、番号7担当の3番委員及び27番委員から、補足があれば説明をお願いします。
3番委員	3番委員。 問題ありません。
27番委員	27番委員。 問題ありません。
議長	ありがとうございました。 次に、番号8、番号9及び番号10担当の10番委員及び26番委員から、補足があれば説明をお願いします。
10番委員	10番委員です。 問題ないと思います。
26番委員	26番委員です。 特に問題はありません。
議長	ありがとうございました。 次に、番号12担当の12番委員及び22番委員から、補足あれば説明をお願いします。
12番委員	12番委員です。 問題ありません。
22番委員	22番委員です。 問題ありません。
議長	ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、番号6以外は原案のとおりとします。 ここで一旦休憩いたします。
	(休 憩)
議長	再開します。 それでは、事務局に番号6の説明をお願いします。
事務局	15ページです。 受付番号6番、土地の所在地、塩見、地目が田、地積が518㎡です。譲受

記 録

- 事務局 理由が新規就農、譲渡理由が相手方の要望となっております。
こちら、新規就農ということで現在の耕作面積は0となっております、今回の申請地は518㎡なんですけれども、今回取得した後に、こちらで施設栽培を行うということで、施設栽培の際には下限面積は適用されないということになっております。
こちら、譲受人は1月の総会であっせんの方を出されていた方なんですけれども、そちらのあっせん希望を出されていた土地は不調に終わってしまったんですけれども、今回、譲渡人からこちらの申請地を貸してもいいとおっしゃっていただけて、今回の申請になりました。権利の種類は賃貸借権の設定となっております。
以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号6担当の4番委員及び28番から、補足あれば説明をお願いします。
- 4番委員 4番委員です。
別に問題ありません。
- 28番委員 28番です。
問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。
- 14番委員 14番。
- 議長 どうぞ。
- 14番委員 新規就農ということで、何を耕作されるのでしょうか。
- 事務局 事務局です。
こちら、生のキクラゲを栽培されるということで新規就農をされます。
以上です。
- 議長 よろしいでしょうか。
- 14番委員 はい。
- 議長 ほかにございませんか。
ほかにないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、番号6は原案のとおりとします。
ここで休憩します。

記 録

(休 憩)

- 議長 それでは、再開します。
次に、議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」
であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 19ページをご覧ください。
受付番号2番、土地の所在地、幸脇及び平岩、地目は田、登記面積は77㎡
外5筆で、田が4筆で1,937㎡、畑が2筆で189㎡、合計6筆で2,126㎡
となっております。転用目的は、杉、クヌギの植林で追認となっております。
こちらの申請地は、耕作機械を入れることが困難な地形ということで、50
年ほど前に申請人のお父様が杉やクヌギを植林したということで、亡くなられ
たお父様がされたこととはいえ、無断で転用してしまい申し訳ないというこ
とで、申請人から始末書が出されております。雨水は敷地内自然浸透で行って
おり、汚水の排水等はありません。申請地付近全て山林化されていまして、隣
接地に耕作中の農地はありません。申請地は、周辺の農地の状況から第2種農
地に該当するものと考えられます。
農地法第4条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響は
ないものと考えられます。
以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号2担当の10番委員及び26番委員から、補足があれば説明
をお願いします。
- 10番委員 10番委員です。
別に問題ないと思います。
- 26番委員 26番委員です。
事務局の説明どおりであります。特に問題ありません。
- 事務局 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました……
はい、どうぞ。
- 12番委員 今の件ですけれども、非農地にするわけにはいけないのですか。
- 議長 事務局。
- 事務局 非農地は、あくまで人の手が入っていない、自然になったものだけ非農地と
いうことで、この後、非農地の申請を同じ申請人が出されてはいるんですけれ
ども、植林がされていないところを非農地で出されていていまして、こちらはど
うしても植林をしてしまっているということで、第4条転用の追認という形にな
ります。
以上です。
- 12番委員 分かりました。

記 録

議長	<p>ありがとうございました。 ほかに質問等はございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>22ページをご覧ください。 受付番号5番、土地の所在地、東郷町山陰、地目は畑、地積は499㎡で す。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、親子間の贈与による所有権移転です。 転用目的は、個人住宅の建築となっております。雨水は北側既存道路側溝に 接続して排水し、汚水は南側の農業集落排水に接続して排水するということ です。東側に譲渡人の畑がありますが、そちらの境界にはブロック塀を設置し、 土砂の流出を防ぐ計画となっております。申請地は、周辺の農地の状況から第 2種農地と考えられます。 農地法第5条第1項に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないも のと考えられます。 続きまして、受付番号6番、土地の所在地、塩見、地目は畑、地積は149 ㎡外1筆で、畑が2筆で436㎡となっております。 申請地は、譲渡人のお父様が農業用倉庫として昭和59年、61年に建築し て利用されておりました。お父様が亡くなられた後、お子さんである譲渡人が 相続されましたが、市外にお住まいなので、お父様の兄弟に当たる譲受人へ贈 与しようとしたところ、申請地が農地であり、農地法の手続が必要なことを知 ったということです。大変申し訳ありませんでしたと、譲渡人より始末書が出 されております。譲受人は他3名となっておりますが、こちら代表者の配偶者 とのお子様のご家族4名ということで申請をされております。申請地は、周 囲の農地の状況から第2種農地と考えられます。 農地法第5条第1項に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないも のと考えられます。 以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、番号5担当の14番委員及び30番委員から、補足があれば説明 をお願いします。</p>
14番委員	<p>14番委員。 この土地につきましては、327号国道のいわゆる歩道拡張のために家の移 転をするために、自分の農地を住宅にするということの申請ですので、問題な いかと思います。</p>
30番委員	<p>30番委員。 問題ないです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

記 録

議長	次に、番号6担当の2番委員及び20番委員から、補足があれば説明をお願いします。
2番委員	2番委員です。 問題ありません。
20番委員	20番委員です。 問題ありません。
議長	ありがとうございました。 それでは、ただいまの説明につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第23号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。
事務局	26ページをご覧ください。 番号3、利用権を設定する土地、財光寺、地目は田、地積は793㎡、利用権の種類は賃貸借権設定となっております。期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間で、賃金は10a当たり30kgの物納となっております。作物は水稻となっております。 同じく、番号4、こちら利用権の設定を受ける者が、番号3と同じ方なんですけれども、こちらの土地の所在地は財光寺、地目は田、地積は416㎡、ここに設定する利用権は使用貸借権となっております。期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日の同じく5年間で、利用権の設定を受ける者は、現在、施設野菜や水稻を主に作付されている認定農業者で、経営面積は1万1,856㎡となっております。家族数は3、稼働力は2、こちら2件(番号3、番号4)とも新規での設定となっております。 続きまして、番号5、利用権設定をする土地、美々津町、地目は田、地積は893㎡、利用権の種類は賃貸借権、設定期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日の10年間で、賃金は10a当たり1万円となっております。作物は水稻です。利用権の設定を受ける者は、現在8,859㎡を経営されておりまして、主に畜産業を営む認定農業者です。家族数は2、稼働力は2、こちらも新規での利用権の設定となっております。 以上3件、全て経営基盤強化促進法第18条第1項による許可申請でございます。同法第18条第2項の各号には該当いたしません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、番号3及び番号4担当の8番委員及び24番委員から、補足があれば説明をお願いします。
8番委員	8番委員です。

記 録

8 番委員	問題ありません。
2 4 番委員	2 4 番委員です。 問題ありません。
議長	ありがとうございました。 次に、番号5担当の17番委員から、補足があれば説明をお願いします。
1 7 番委員	1 7 番委員。 問題ありません。
議長	ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。 それでは、事務局に番号7を除いて説明をお願いします。
事務局	29ページをご覧ください。 番号5、所有権移転をする土地、美々津町、地目は田、地積は1,881㎡。所有権移転の時期は令和4年4月1日、対価は423万円、対価の支払いは令和4年4月1日となっております。 こちら、売買による所有権移転でして、所有権の移転を受ける者は、現在、千切り大根などを中心に3万397㎡作付されている認定農業者です。家族数は3、稼働力は2となっております。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございまして、同法第18条第2項の各号には該当いたしません。 続きまして、資料の30ページ、番号6、所有権移転をする土地、美々津町、地目は田、地積は963㎡です。所有権移転の時期は同じく令和4年4月1日、対価が72万2,000円、対価の支払いが令和4年4月1日となっております。 こちらも売買による所有権移転でして、所有権の移転を受ける者は、現在施設野菜を中心に3,825㎡経営されている認定農業者です。家族数は4、稼働力は1となっております。 こちら、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございまして、同法第18条第2項の各号には該当いたしません。 以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、番号5及び番号6担当の17番委員から、補足があれば説明をお願いします。
1 7 番委員	1 7 番委員です。

記 録

- 17番委員 別に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、番号7以外は原案のとおりとします。
ここで一旦休憩いたします。
- (休憩)
- 議長 それでは、再開いたします。
事務局より、番号7の説明をお願いします。
- 事務局 31ページをご覧ください。
土地の所在地、塩見、地目は田、地積は736㎡です。所有権の移転時期は令和4年4月1日、対価は50万円、対価の支払いは令和4年4月1日。
こちらも売買による所有権移転でして、所有権の移転を受ける者は主に畜産業を営む認定農業者で、現在1万1,278㎡を経営されております。家族数は3、稼働力は2となっております。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございまして、同法第18条第2項の各号には該当いたしません。
以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号7担当の9番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 9番委員 9番委員です。
問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、番号7は原案のとおりとします。
ここで一旦休憩いたします。
- (休憩)
- 議長 再開いたします。

記 録

- 議長 次に、議案第25号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 今回、8件の集積が出ているんですけれども、全て平岩で、仮地番で集積していた案件を解約した後に、本地番で再設定するというもので、変更ということで一括してご報告させていただきます。
8件全て10年以上、地目は田、22筆で、合計が2万807㎡となっております。
以上8件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、ほかに質問等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第26号「非農地証明願いについて」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 41ページをご覧ください。
受付番号6、土地の所在地、美々津町、登記地目、田、現況地目、山林、登記面積264㎡外5筆で、田が3筆で1,463㎡。畑が3筆で2,065㎡の合計3,528㎡です。こちら、先日、担当の委員さんと現地調査に行っていました。どこも10年以上耕作放棄されていまして、将来的にも農地として使用することが困難な土地ということを確認してまいりました。
続きまして、受付番号7番、土地の所在地、幸脇、登記地目、田、現況地目、山林、登記面積218㎡外1筆で、田と畑の合計2筆で415㎡となっております。こちら、先日、担当委員さんと現地調査に行っていました。ここも10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地として山林化しておりました。
以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号6担当の13番委員及び23番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 13番委員 13番委員です。
問題ありません。
- 23番委員 23番委員です。
もう竹が生い茂って、もう畑にするのはちょっと無理だと思いました。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号7担当の10番委員及び26番委員から、補足があれば説明をお願いします。

記 録

10番委員 10番委員です。
別に問題ないと思います。

26番委員 26番委員です。
特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
ここで一旦休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開します。
議案第27号「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 46ページをご覧ください。
今回、受付番号8から10と3名の方から申出が出ております。
こちら、基盤強化促進法の所有権移転を今後行うには、専業農家の方が使えるものではあるんですけども、基本は認定農業者の方はこちらの名簿に登録しなくても使えるものなんですけれども、それ以外の方はあっせん譲受け等候補者に登録をするということになっておりますので、申請を出していただいたものです。
それぞれ、申出理由は3件とも売買による所有権移転を希望されておりました、受付番号8、経営面積が1万4,895㎡、農業従事日数が300日、経営形態が主に畜産業と千切り大根となっております。家族数が2、専従者も2となっております。
続きまして、9番が、経営面積が1万3,591㎡でして、農業従事日数が200日、経営形態が水稻と千切り大根となっております。家族数が3、専従者が2となっております。
続きまして、10番が、経営面積が6,497㎡、農業従事日数が200日、経営形態が水稻及び千切り大根となっております。家族数が2、専従者が2となっております。
以上3件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいま説明ありましたが、この案件につきまして質疑はございませんか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。
賛成多数ですので、原案のとおりといたします。
ここで一旦休憩いたします。

(休 憩)

議長 それでは、再開いたします。
次に、議案第28号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想について」であります。
それでは、日向市農業畜産課農業振興係の森川係長に説明をお願いします。

農業畜産課 皆さん、お疲れさまです。
今、お話がありましたとおり、私から市の基本構想と言われるものについて、説明をさせていただきたいと思えます。

事前に資料をお送りしているかと思えます。1つは基本構想(案)です。それと改正要旨、それと新旧対照表、最後に基本指標の見え消し版、以上4部を事前にお送りしておりますので、目を通していただいているかと思えますので簡単に説明をさせてください。

まず、改正要旨で説明をさせてください。

まず、この基本的な構想というものが何かということ、1番で書いております。

農業経営基盤強化促進法で位置づけられているものでありまして、効率的かつ安定的な経営体、これが認定農業者のことを指します。その基本的指標や、これらの農業経営が営む農地の利用集積目標、それと育成するために必要な基本事項について、農業経営基盤強化促進法の第6条に基づいて市町村が定めるものとされているものでございます。

2番、構想の見直しの背景についてです。

この構想については、おおむね5年ごとに県が基本方針というものを改正しております。市町村はその期間に合わせて定めるということで規定されております。

(2) 県の基本方針が昨年10月に改正をされております。ということで、今回、市が見直しを行うものであります。見直しの視点・ポイントにつきましては、実際に新旧対照表を見ていただきながら順に説明をさせていただきたいと思えます。

新旧対照表の左側が現行の構想です。右側が改正後のものとなっております。改正点につきましては下線を引いております。

まず、1ページ目が目次となっております。

第1から第5までの構成となっております。

ページめくっていただいて、2ページ目ご覧ください。

まず、第1で、農業経営基盤の強化の促進に関する目標を掲げておりますが、これについては県の基本方針の内容が今回大きく変わってしまっていて、それに基づいて、今まで項目で分けていなかったんですが、1、2、3という3項目に分けて記載を変更することにしております。それと、記載内容についても5年前から時点修正を行っているところであります。

3ページにある3の(2)、これが認定農業者の目標、その下の(3)、長く書いていますが、これが認定新規就農者の目標ということになりまして、この(2)、(3)がこの基本構想が持つ最も意味があるところということになります。

まず、(2) 認定農業者の目標について、主たる従事者1人当たりの所得目

農業畜産課

標380万円としております。年間労働時間については1,900時間。この数値につきましては、県の目標が1人当たり460万円となっております。地域性を考慮して、日向市においてはそのおおむね8割ということで、前回と変わらない数値を目標として設定しております。

それと、実際、認定農業者を認定する際に当たってはこの380万のおおむね8割、300万円以上の目標を農業経営改善計画として作成できる農業者については、認定を行うという運用をしているところであります。

下の(3)、これが認定新規就農者の目標ですが、1人当たりの年間農業所得220万円と設定しております。これも、県においては280万円という設定になっておりまして、やはり本市においてはそのおおむね8割ぐらいの数値を目標として、これも5年前と変わりありません、設定しているところであります。

ページをめくっていただいて、6ページ、ご覧ください。

6ページの第2、これが認定農業者の指標について記載しているところでありますが、別表1のとおりとするとしております。それと、その下の第2の2、認定新規就農者の目標、指標については、別表2のとおりとするとして記載しておりまして、その別表1、別表2がまた別紙であります。

こちらは、見え消し版と一緒に並べて見ていただくといいんですが、細かい内容についてはここでは申し上げません。認定農業者のパターンとして、個人の営農類型として12パターン、それと法人については3パターンを例示しているところであります。あくまでも、本市における主要な営農類型ということで例示しているものでありまして、これに当てはまらないと認定農業者になれないよというのではなくて、あくまでも例示させてもらっているという状況であります。

この内容につきましては、県の基本方針の中の指標、それも5年前から変更があります。それと、県が作成している農業経営管理指針というのも令和2年度に改正されておりますので、それとあと今の本市の現状を踏まえて、赤で書いてある部分、修正を若干しているところであります。

資料、新旧対照表に戻ってください。

7ページ、第3になります。

第3が、本市における農地の利用集積目標を掲げているところであります。本市における認定農業者、認定新規就農者に集約する農地の目標については、80%という数字を掲げております。

それと、その下の第4、農業経営基盤強化促進事業に関する事項です。

8ページをお開きください。

この農業経営基盤強化促進事業として、主な具体的な施策としては(1)から(6)に掲げている事業を行うということにしておりまして、具体的に言うと(1)利用権設定等促進事業、(2)農地中間管理事業、(3)農用地利用改善事業等になりますが、これ以降につきましては、この6つの事業に係る細かい詳細な内容について記載をしております。ここについては、あまり変更はありませんが、農業経営基盤強化促進法の改正による条ずれとか、あと若干の言い回しについて変更をしております。

それと、ページ飛びますが17ページ、お開きください。

17ページ、右側は真っ白なんですが、左側、3番というところを見ていただくと、その他農地利用集積円滑化事業について書いてあります。この円滑化事業というのが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴って廃止をされております。ですので、この項目については丸々削除ということになっております。

以上が、簡単な改正内容の説明になるんですが、この改正の内容につきましては、事前に県の振興局、それと普及センターに内容を確認していただいているところであります。それと、今後の改正スケジュールにつきましては、この

記 録

農業畜産課	<p>農業委員会の後、農業委員会のほうから意見書を頂き、あと農協のほうにも意見書を頂くことになっております。その意見書を付して、県知事と協議を行い、県知事の同意が得られましたら市において報告をするということになっております。</p> <p>以上、ご審議のほうよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。何でも結構です。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>ここで一旦休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">(休 憩)</p>
議長	<p>それでは、再開します。</p> <p>次に、議案第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」であります。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日お配りしました、2枚でホチキス留めをされています議案第29号をご覧ください。</p> <p>受付番号3、土地の所在地、財光寺、地目は畑、登記面積は216㎡外1筆で、畑の合計が513㎡となっております。申請地は、昭和45年頃に保育園施設として許可を受けて転用していましたが、保育園の建物部分は宅地へ地目変更をされておりますが、それ以外は地目変更されないまま、その後、住宅の駐車場として利用されていたようです。こちらの申請人が相続されたときには、既に現在の状況に転用されており、詳しい経緯は不明とのことですが、申請人から始末書が提出されております。</p> <p>申請地は、農振農用地区域に囲まれておりますが、財光寺駅から半径1kmの円で囲まれる区域内にあり、その区域内の宅地の割合は43.8%となっております。鉄道の駅を中心とする円の半径1km以内の宅地率が40%を超える場合、その区域にある農地は第2種農地に該当します。よって、申請地は第2種農地と考えられ、農地法第5条第1項に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号3担当の4番委員及び28番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
4番委員	<p>4番委員です。</p> <p>特に問題はありません。</p>

28番委員	28番です。 特に問題ありません。
議長	ありがとうございました。 それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)	
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。 続きまして、報告第14号から報告第16号について、事務局長から報告をお願いします。
事務局長	それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理報告書の交付について、ご報告申し上げます。 まず、報告第14号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」であります。 議案書では48ページです。 届出の件数は9件、土地は田2筆、畑15筆で、面積は2,600.49㎡であります。転用目的につきましては、住宅そのほかでございます。 次に、報告第15号「農地中間管理事業に伴う配分計画について」であります。 議案書では54ページです。 これは、日向市の農業畜産課から提供された情報でございます。 全部で13件、田が34筆、2万9,237㎡、畑は0筆でございます。詳細につきましては、報告第15号別紙をご覧ください。 続きまして、報告第16号「農地転用許可申請後の許可状況報告について」であります。 議案書では56ページです。 これは、いずれも1月の定例総会にて可決しました第4条申請1件、第5条申請2件が知事の許可を得ております。 以上、ご報告申し上げます。
議長	ありがとうございました。 ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。 ご意見等もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。本日はご協力ありがとうございました。